

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天童市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

山形県天童市長

公表日

令和7年3月7日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 収納消込システム 3. 滞納整理システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)資格管理ファイル (2)保険料賦課ファイル (3)保険料収納ファイル (4)受給者管理ファイル (5)給付実績管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第100項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項 (2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161、の項) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (131、132の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	天童市健康福祉部保険給付課 天童市総務部税務課 同 納税課 天童市市民部市民課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111 (内線 保険給付課:757 税務課:774 納税課:782 市民課:716)

②所属長の役職名	保険給付課長 市民課長 税務課長 納税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	天童市総務部総務課 山形県天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111(内線312)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	天童市健康福祉部保険給付課 天童市総務部税務課 同 納税課 天童市市民部市民課 天童市老野森一丁目1番1号 023-654-1111 (内線 保険給付課:757 税務課:774 納税課:782 市民課:716)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守している。 ・本人からのマイナンバー取得をする ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う ・複数人での確認及び上席による最終確認を行う	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務にかかる横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネットしようかいを行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	1-5-② 評価実施機関における担当部署②所属長	保険給付課長 松浦 和人 市民課長 大内 淳一	保険給付課長 松浦 和人 市民課長 五十嵐 孝	事後	人事異動による変更
平成29年4月1日	2-1-①	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	2-2-①	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	1-5-② 評価実施機関における担当部署②所属長	保険給付課長 松浦 和人 市民課長 五十嵐 孝	保険給付課長 五十嵐 孝 市民課長 松田 健一	事後	人事異動による変更
平成30年4月1日	2-1-①	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	2-2-①	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	2-1-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	2-2-①	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	1-5-② 評価実施機関における担当部署②所属長	保険給付課長 五十嵐 孝 総務課長 矢野 茂	保険給付課長 五十嵐 孝 総務課長 矢野 茂	事後	人事異動による変更
令和2年4月1日	1-5-② 評価実施機関における担当部署②所属長	保険給付課長 五十嵐 孝 市民課長 松田 健一	保険給付課長 武田 芳仁 市民課長 松田 健一	事後	人事異動による変更
令和2年4月1日	2-1-①	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	2-2-①	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	2-1-①	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	2-2-①	令和2年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月1日	1-1-②	介護保険法に基づき以下の事務を行っている	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給	事後	
令和5年2月1日	1-1-③	1. 介護保険システム 2. 収納管理システム	1. 介護保険システム 2. 収納管理システム	事後	
令和5年2月1日	1-1-④	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第1	番号法第19条第5号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第1	事後	
令和5年2月1日	1-1-③	1. 介護保険システム 2. 収納管理システム	1. 介護保険システム 2. 収納管理システム	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	Ⅱ-2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年1月17日	Ⅰ-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条及び別表第1第68号 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第100項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	法改正等に伴う修正
令和7年1月17日	Ⅰ-4-②	【情報提供】 ・別表第二表中第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、87、90、94、106の項) ・別表第二表中第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83、95の項) 【情報照会】 ・別表第二表中第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項) ・別表第二表中第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161、の項) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(131、132の項)	事後	法改正等に伴う修正
令和7年1月1日	Ⅱ-1-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月1日	Ⅱ-2-①	令和5年4月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	判定基準日の見直し
令和7年1月17日	Ⅳ-8		入手を介在させる作業 十分である マイナンバー利用事務におけるマイナンバー録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項を遵守している。 ・本人からのマイナンバー取得をする ・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行う ・複数人での確認及び上席による最終確認を行う	事後	様式の改正に伴うもの
令和7年1月17日	Ⅳ-11		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の改正に伴うもの